平成 26 年 3 月 28 日

各　位

会 社 名　　日本和装ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　吉田重久
（コード番号：2499　東証第二部）
問合せ先　　常務取締役管理本部長　　菅野泰弘
（ TEL. 03－3216－0070）

ストックオプション（新株予約権）の発行内容の決定及び割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条に基づき、当社取締役及び従業員等に対するストックオプションとして、新株予約権を発行すること及び割当てることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員等の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とするため、当社の取締役及び従業員等に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の名称

日本和装ホールディングス株式会社　第 8 回新株予約権

（２）新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社取締役　5 名
当社従業員　143 名
当社子会社取締役及び従業員　19 名

（３）新株予約権の総数

1,670 個

（４）新株予約権の目的である株式の種類及び数

①新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初 100 株とする。
②新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 167,000 株とする。

③当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　無償割当、分割又は併合の比率

④当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく新株予約権者に対して通知する。

（５）新株予約権の払込金額

新株予約権１個と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（６）新株予約権の割当日

平成 26 年 4 月 10 日

（７）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数 1 株当りの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）において上場している金融商品取引市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該日の終値とする。

②当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式無償割当、分割又は併合の比率}}$$

③当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

（８）新株予約権の権利行使期間

平成 28 年 3 月 29 日から平成 30 年 3 月 28 日までの期間とする。

（９）新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降、新株予約権を行使することができない。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則 第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額を資本金として計上し(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、その余を資本準備金として計上する。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会で別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、従業員等との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④前 3 号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(13) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

以　上